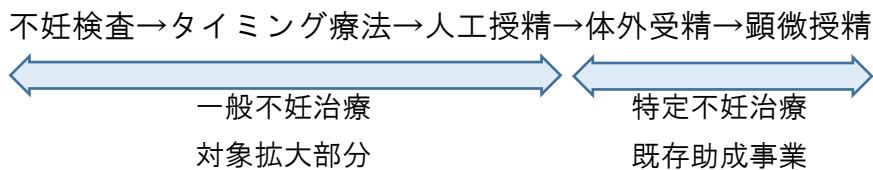


■一般不妊治療費助成事業について

1 事業概要

不妊治療については、芽室町で現在助成対象としている体外受精、顕微授精などの特定不妊治療以外に、人工授精、タイミング療法などの一般不妊治療があり、継続した治療を行う場合は多くの費用がかかるため、経済的な負担を軽減し、不妊治療に取り組めるよう助成するもの。

2 不妊治療の流れ



3 対象となる治療

不妊検査、タイミング療法、人工授精、薬物療法、手術療法、その他医師が必要と認める一般不妊治療及び検査。

4 助成の内容

対象となる治療費に係る費用の自己負担分を1年度につき10万円を限度に助成する。

助成の対象となる1年度は、4月診療分から3月診療分までの期間。

- 例) 4月 : 不妊検査
 5月 : タイミング療法
 7月 : タイミング療法
 9月 : 不妊検査、人工授精
 12月 : 人工授精
 3月 : 人工授精

1年度中(4月～3月)に実施した上記治療費合計を町へ申請→10万円を限度に助成

5 道内一般不妊治療実施市町村数

179市町村中85市町村実施。

※十勝管内は2町実施。

6 治療の例

不妊検査及び一般不妊治療を実施し、体外受精を2回実施した場合。

例1 現行による対応（令和4年3月31日まで）

一般不妊治療費合計金額 225,000円

自己負担 225,000円

特定不妊治療費 500,000円（道助成金300,000円＋町助成金200,000円）

450,000円（道助成金300,000円＋町助成金150,000円）

自己負担 0円

例2 対象拡大後の対応（令和4年4月1日以降）

一般不妊治療費合計金額 67,500円（町助成金67,500円）

自己負担 0円

特定不妊治療費 150,000円（町助成金150,000円）

135,000円（町助成金135,000円）

自己負担 0円

※令和4年4月1日以降、不妊治療は保険適用となるため、例2は例1の3割想定とした。なお、保険適用に伴い、道助成金が廃止となる見込み。

5 スケジュール

令和4年3月 要綱作成

令和4年4月 事業開始